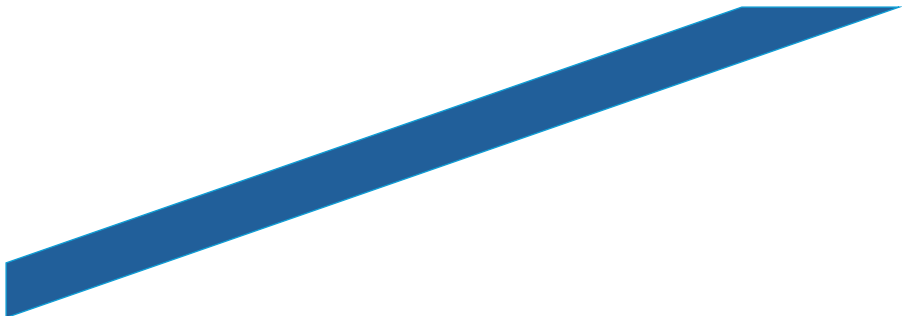




監査品質のマネジメントに関する年次報告書 2025

(2024年7月1日～2025年6月30日)

当法人の事業年度は7月1日から翌年6月30日です。本報告書は2024年7月1日から2025年6月30日までを報告対象期間として作成していますが、必要に応じて、過去の経緯や今後の取組みについても説明しています。

監査法人 銀 河

2025年12月発行

目次

I. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要	P	3
1. 理事長からのメッセージ	P	3
2. 事務所概要	P	5
II. 経営管理の状況等	P	8
1. 品質管理基盤	P	8
2. 組織・ガバナンス基盤	P	17
3. 人的基盤	P	22
4. IT 基盤	P	24
5. 財務基盤	P	25
6. 国際対応基盤	P	25
7. その他	P	26
(別紙)		
「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」への対応状況	P	27

「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」は、すべての登録上場会社等監査人に対し、当該コードの受入れが求められています。

当法人は、監査法人のガバナンス・コードに基づく業務実施体制およびその適用状況を評価して、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」の中で公表しています。

※本文中に監査法人のガバナンス・コードとの関連を GC 番号としてカッコ書きしています。

(例) 指針 1-1 は、GC 1-1 と記載しています。

I. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

1. 理事長からのメッセージ（GC1－1、GC1－2、GC5－2①②③）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

監査法人は社会から信頼される存在でなければならず、そのためには監査法人の構成員たる公認会計士一人一人が、一步一步、地道な努力を惜しまず、着実に作業を進め誠実に行動することが大切です。

監査証明業務を行う場合、一人の公認会計士が行うのではなく、複数の公認会計士が監査チームを編成してクライアントに往査することとなるため、チームワークがとても重要だと考えています。このため、監査チーム内の共通認識を保ちながら監査計画に基づき漏れなく着実に業務を進めることが必要です。いい監査チームであれば、クライアントから評価してもらえるでしょうし、いい仕事ができます。いい仕事をしていれば、自ずと社会的な期待にも応えられると考えています。

また、高品質な監査を実践するためには、監査チーム任せにすることなく、各監査チームが一定レベル以上の監査品質を確保するための様々な仕組みを構築し、法人の共同経営者である各社員が品質管理に必要な業務を分担し、品質管理活動を行っています。地道な品質管理活動を継続することにより監査法人全体のレベルを上げ、社会的信頼を確固たるものにできると考えています。

独立監査人の監査報告書は、年に一回発行されます。その日のために、時に単調となりがちな監査業務をこなし、日々、研鑽に励み、会計監査の専門性に磨きをかけていきます。

監査法人銀河 理事長 木下 均



理事長は、当法人の経営理念や行動指針について、年頭の挨拶や年に数回実施される法人内研修、入所時研修のほか、インフォーマルな会合など、事あるごとに繰り返し発信し、法人全体に浸透するように努め、当法人の監査品質の基礎となる構成員一人一人の目指すべき監査人としての基本姿勢を明確に伝達しています。(GC 1－2)

《当法人の経営理念と行動指針》

<経営理念>

- ・ 利害関係者に対しては信頼できる監査品質の確保
- ・ クライアントに対しては丁寧な説明によるサービス提供
- ・ 当法人構成員に対しては適切なワークライフバランスと豊かな心の保持

<行動指針>

- ・ 一つ一つ、正確に、確実に業務を行おう。
(スピードより、正確性、確実性重視)
(ポイントのみではなく、四隅もつぶして監査証拠を積み上げていこう)
(理由のない監査手続省略や手抜き・ポイントのみの監査は止めよう)
- ・ 情報共有とハウレンソウを心がけよう。
(チームを組んで組織的に行うので共通認識が必要)
(監査調書は次年度の担当者が見ても容易に理解できるようにしよう)
(一人で悩まず相談しよう。話していると気づくことがある)
- ・ しっかりした計画を立てて仕事を進めよう。
(どんぶり計画では監査手続が漏れたり、期限内に完了しない)
- ・ クライアントには感謝の気持ちを持ち、誠実に対応しよう。
- ・ リズムのある規則正しい生活で心に余裕を持とう。

2. 事務所概要（2025 年 6 月 30 日現在）

【法人名】 監査法人銀河

【設立】 2008 年 12 月

【人員数】	代表社員	8 名
	社員	5 名
	公認会計士	39 名
	公認会計士試験合格者	一名
	その他	7 名
	計（非常勤含む）	59 名
	外部の経営管理委員	1 名
	合計	60 名



代表社員、社員、外部の経営管理委員と共に（旧北海道庁前にて）

【登録】 日本公認会計士協会 上場会社監査事務所名簿 登録監査事務所
 (登録番号 第 3078 号 2024 年 8 月 7 日登録)

【監査契約先】	金融商品取引法・会社法監査	9 社
	会社法監査	11 社
	信用金庫法監査	8 社
	医療法監査	2 社
	任意監査	4 社
	合計	34 社

上記のうち上場会社
 株式会社土屋ホールディングス
 株式会社光ハイツ・ヴェラス
 株式会社キットアライブ
 株式会社進学会ホールディングス
 インテグループ株式会社
 株式会社テクノロジーズ
 株式会社テーオーホールディングス
 朝日印刷株式会社
 株式会社ダイイチ

【所在地】

<主たる事務所・本部>

北海道事務所
〒060-0061
札幌市中央区南一条西7丁目12-6
パークアベニュービル6階

<従たる事務所>

東京事務所
〒111-0052
東京都台東区柳橋1丁目3番6号
VORT浅草橋駅前III 8階

富山事務所
〒930-0093
富山県富山市内幸町6番1号
辻ビル5階

名古屋事務所
〒460-0005
愛知県名古屋市中区東桜2丁目22番18号
日興ビルディング6階

なお、2025年7月1日付けで、名古屋事務所を北海道事務所名古屋支所に組織変更しております。

Ⅱ．経営管理の状況等

1．品質管理基盤（GC5－2④）

（1）職業倫理の遵守と独立性の保持

① 職業倫理の遵守

当法人では、公認会計士法及びその関係法令、ならびに、日本公認会計士協会が定める倫理規則等の各種規則等を理解し遵守することを監査チームに義務付けております。

当法人及び構成員が監査業務に関係する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するため、公認会計士法及びその関係法令、ならびに、日本公認会計士協会が定める倫理規則等の各種規則等に準拠して、当法人としての方針及び手続を、「品質管理規程」等として定めています。

また、定期的に、職業倫理、インサイダー取引防止に関する法人内研修を実施しております。

② 独立性の保持

独立性の保持は会計監査に対する信頼性を確保する基本となります。

当法人では、独立性を確保するために、毎年1月に全構成員から「監査人独立性チェックリスト」の提出を求め、独立性が確保されているかどうかの点検を行っております。

これらの独立性の保持やコンプライアンスの遵守は年間を通して確認しております。

なお、独立性の調査結果は以下のとおりであります。

	2024年1月	2025年1月
独立性チェックリスト回答率	100%	100%
違反件数	0件	0件

③ 構成員の兼業・副業と独立性の保持 (GC5-2⑦)

当法人の構成員には、せっかく苦労して取得した公認会計士の資格を有意義に活用してもらうことが構成員にとってメリットがあり、また、多方面で公認会計士資格を活用することで得られる実務経験が監査業務に役立つと考え、兼業・副業を認めています。(GC1-5、GC4-3②)

一方で、利益相反や独立性に抵触しないように、新規クライアントとの契約受嘱時、構成員の入所時に個別に独立性を確認するほか、定期的に独立性に関するチェックリストを活用して、構成員全員から独立性の自己チェックの結果報告を求めています。(GC1-5)

(2) 業務執行社員等のローテーション

監査の現場においては、監査責任者である業務執行社員等が被監査会社とコミュニケーションを積み重ね、企業及び企業環境に関する理解を蓄積しており、これらの蓄積は監査品質の向上にとって不可欠なものであります。一方、公益性の観点からは、監査に対する社会的信頼性を確保するために監査人の外観的独立性等を保持することが必要であり、また、業務執行社員等のローテーションの結果、職業的懐疑心を適切に発揮し、新たな視点で監査が行われることにより、監査品質の向上に資することが期待されています。

そのため、公認会計士法及び日本公認会計士協会の定める倫理規則等に基づき、業務執行社員、及び審査担当者のローテーション制度を定めております。

当該ローテーション制度により、公認会計士法上の大会社等の業務執行社員、及び審査担当者は、最長連続して7年間業務に関与することができ、次回、業務執行社員、及び審査担当者として再関与するまでには、最短2会計期間（筆頭業務執行社員は最短5会計期間、審査担当者は最短3会計期間）のインターバル期間を設けております。

当法人においては、ローテーション計画を作成して定期的に理事会及び社員総会で見直し、独立性担当責任者が、これらのローテーションルールの適正な運用をモニタリングしております。

(3) 監査契約の新規締結及び更新

① 監査契約の新規締結及び更新

監査契約の新規締結及び更新にあたっては、当法人が時間と人的資源等を含む業務を実施するための適性と能力を有し、関連する倫理規則等を遵守できるか否か、経営者の誠実性等を慎重に評価し、監査品質に重要な影響を及ぼす事項がないこと等を満たす場合にのみ、監査契約の新規締結及び更新を行っています。

監査責任者は、監査契約の新規締結及び更新が、当法人の定める方針及び手続に従って適切に行われていることを確かめ、その過程を文書化しています。

監査契約の新規締結にあたっては、事前に、社員総会において決定しています。

また、更新にあたっては、審査担当者の承認を必要としています。なお、契約更新の適切性に重要な疑義をもたらす情報を入手した場合には、速やかに、全社員へ情報共有することとされており、その場合は、社員総会で協議のうえで、契約更新の可否を判断することとしています。

なお、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る監査契約の新規締結及び更新にあたっては、不正リスクを考慮して、監査契約締結あるいは更新に伴うリスクの程度を評価しています。

② 監査事務所間の引継

監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合と後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するため、業務執行社員（又はその就任予定者）が監査基準報告書 900「監査人の交代」に準拠して引継を行い、品質管理担当責任者がこれを確認しています。

なお、新規受嘱にあたっては、前述のとおり監査品質に重要な影響を及ぼす事項がないこと等を満たす場合にのみ監査契約を締結しています。

(4) 非監査業務の提供

当法人は、監査業務を主軸においているため、監査業務に付随する非監査業務以外には積極的に非監査業務は行っておりません。(GC1-5、GC5-2⑦)

(5) 監査チーム等の選任

業務執行社員、主査、主要メンバー、審査担当者の選任に当たり、被監査会社の属する業界、商習慣や監査業務等に関する知識と実務経験を有し、適切な業務量と業務時間を確保できる構成員の中から、監査業務のリスクの程度に応じて、監査業務を適切に遂行するために必要とされる適性と能力を有する者を監査チームのメンバー等として、社員総会等において選任しています。(GC4-3①)

なお、業務執行社員等のローテーションの方針は、1.(2)をご参照下さい。

(6) 監査業務の実施

① 職業的懐疑心の保持

監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならないこと、財務諸表の利用者に対する不正な報告あるいは資産の流用の隠蔽を目的とした重要な虚偽の表示が、財務諸表に含まれる可能性を考慮しなければならないこと、違法行為が財務諸表に重要な影響を及ぼす場合があることにも留意しなければならないことが、監査基準により求められています。

当法人では、監査開始時及び期末の監査の直前などにおいて実施しているチーム内討議において、業務執行社員は監査チームメンバー全員に対して、監査の全期間を通じて職業的懐疑心を保持し続けなければならないことを周知しています。

また、法人内研修においても、職業的懐疑心の啓発に資する内容の研修を継続的に実施しております。

人事評価においては、職業的懐疑心を適正に発揮し深度ある監査をしているかを評価項目としています。(GC4-2)

② 監査ツール

監査業務の品質を合理的に確保するため、日本公認会計士協会から公表された報告書や実務指針等に準拠し、実務ガイダンス等を参考として、監査業務の実施に関する方針と手続を定めています。監査計画、監査手続書、審査資料等の監査ツールは、日本公認会計士協会の研究報告等を参考として開発したものを使用しています。

③ 業務執行社員の関与

当法人におきましては、監査品質を向上させるため、業務執行社員自らが監査の現場に十分な日数赴き、職業的懐疑心を保持しながら、監査計画から、監査の実施、監査意見の形成までの監査の実施過程において監査チームのメンバーに対し適切な指示と監督を行い、適時に監査調書を査閲し、適宜追加手続を指示する等、総括的な監督機能を発揮しています。

監査の現場においては、業務執行社員による被監査会社とのコミュニケーションを重視しており、監査計画と監査結果等の他、企業及び企業環境について社長等の経営者や監査役等と十分に意見交換し、企業環境と監査等に関する相互理解を深めています。

業務執行社員は、これらのコミュニケーションを通じて把握された監査上の問題点等について、チーム内討議等で監査チーム全員に情報共有しています。

また、監査の現場においては、監査の現場力向上のため監査チーム内の討議を重視しており、職業的懐疑心を保持しながら自由に意見を言える現場作りに配慮しています。

このようなコミュニケーションにより企業及び企業環境の理解を蓄積し、監査リスクを評価した上で、リスクに対応する監査手続を実施しています。

(7) 監査業務の審査

当法人では、個別監査業務ごとに審査担当者を選任し、監査計画の策定や修正と監査意見の形成等に関する審査を適時に実施し、審査が完了しない限り監査報告書を発行してはならない旨を審査規程に定めています。

各監査チームは業務執行社員2名と補助者から構成されているほか、被監査会社ごとに1名の審査担当者を配置しております。(GC2-2①)

各監査チームでは経験のない事案など対応困難な重要な問題がある場合は、専門的な見解の問合せを実施し、専門家の知見を得た上で、検討することとしています。(GC2-2①)

監査チームとしての見解がまとまったものの、審査担当者の見解が相違する場合は、3名から構成される審査委員会が組成され、審議することとなっています。(GC2-2①)

審査委員会でも結論を見いだせない場合は、全社員による協議により結論を出すこととしています。(GC2-2①)

審査には、契約更新審査、計画審査、個別審査、意見審査、調書審査があり、契約更新審査、計画審査、意見審査については、それぞれ適時に実施するように審査管理簿による管理が行われております。(GC2-2①)

審査担当者は、審査能力等に関する適格性と客観性を有する社員から選任され、審査において、監査上の重要な事項について業務執行社員と討議し、財務諸表と監査報告書案等を検討し、監査チームが行った重要な判断とその結論に関する監査調書と審査資料等を検討した上で、監査意見を客観的に評価しています。

(8) 監査業務のモニタリング

品質管理システムが有効に機能していることを検証するための制度として、当法人内部において、日常的なモニタリング及び定期的な検証を実施しております。

当法人では、品質管理システムに関する方針及び手続が法人規模や監査リスクを低減可能な水準で適切に整備され、監査期間を通じて有効に運用されていることを担保するため、品質管理担当責任者が品質管理システムの監視に関するプロセスを整備・運用しており、品質管理担当責任者の管理のもとで、モニタリング担当責任者が日常的なモニタリングを実施し、定期的検証担当責任者が定期的な検証を管理しております。

監査クライアントの監査チームメンバー及び審査担当者以外の者が、品質管理担当者として選任され定期的な検証を行っております。(GC 2 - 2 ①)

監査業務の定期的な検証のため毎年一定数の監査クライアントを選定し、各業務執行社員が少なくとも 3 年に 1 回の頻度により被検証対象となるよう実施することで、個別の監査業務が当法人の定める品質管理システムに準拠していることを確認しております。

定期的な検証の結果は、業務執行社員及び審査担当者に通知され、業務執行社員は指摘事項への対応結果を定期的検証担当責任者及び審査担当者に報告し、定期的検証担当責任者及び審査担当者は指摘事項への対応状況の適切性を確認しています。

法人全体で対応すべき指摘事項については、法人内研修等で情報共有するとともに、監査業務の手続書や審査書類の改訂等を通じて再発防止に配慮しております。

また、定期的な検証の実施状況・結果は、社員評価に反映される仕組みを構築しております。

(9) 内部・外部通報制度

当法人は、内部・外部通報制度を整備し、適切に運用しております。(GC 4 - 5)

当法人のホームページ上に、当法人の業務に係る情報を、当法人の内外から広く収集

し、当法人の提供する業務の品質の向上及びコンプライアンスの強化・徹底を図ることを目的として「監査ホットライン」を設置しています。

内部通報制度では、通報者が不利益な取扱いを受けることがないように定めた上で、内部通報制度と外部通報制度を整備及び運用しています。

内部通報制度として、監査ホットライン担当宛に通報ができるようになっており、当法人の定める品質管理システムへの抵触等に関する情報を得た場合には、速やかに品質管理担当責任者等が対応することとしています。

また、外部通報制度として、当法人のホームページ上に外部通報窓口となる「監査ホットライン」を設置し、ホームページに記載の法律事務所に法人内外から匿名で通報ができるようになっております。法律事務所では、通報者が不利な取扱いがなされないようなルールとなっております。

(10) 専門的な見解の問合せ

業務執行社員は、経験のない事案、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項等に直面し、当法人内部でも十分な知見を得られないと判断する場合には、専門的な見解の問合せを実施する必要があります。

専門的な見解の問合せが適切に実施されるように、助言者となる専門家を定め、問い合わせ先一覧を法人内で共有しています。専門的な見解の問合せの助言者となる専門家の選定に際しては、助言者としての能力、適性及び独立性について充分に考慮しています。

(11) 監査品質の向上に向けた取組みと実効性の評価

当法人は、株主、その他の資本市場の参加者等との意見交換の契機とするため、日本公認会計士協会の「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」に理事長のビデオメッセージを公開しております。

また、ホームページ等の問い合わせなどがあれば、真摯に対応する方針で、かつ、被監査会社との意見交換については、アンケート調査（Ⅱ．２．（４）及び７．（１）参照）の実施を通じて対応してまいります。（GC 5－４）

当法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果については、組織的な運営の改善に向け活用する方針です。（GC

5-6)

また、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を年に一度発行し、当法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みと実効性の評価について説明してまいります。

(GC5-5)

なお、当年度の経営管理委員会の外部委員からの評価結果は、Ⅱ. 2. (4)に記載しております。

(12) 外部機関によるモニタリング

① 日本公認会計士協会による品質管理レビュー

日本公認会計士協会による品質管理レビューは、原則として3年に1回通常レビューが実施されます。

また、監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事象が生じた場合には、当該事象に関連する特定の分野等について特別レビューが実施されます。

さらに、上場会社等監査人登録審査会からの要請があるときは、登録の審査のためのレビューが実施されます。

品質管理レビューの結果、改善が必要と認められる事項が発見された監査事務所に対しては、改善勧告が行われ改善状況の報告が義務付けられております。また、改善勧告を受けた監査事務所に対しては、レビューの実施結果に応じて改善措置の状況の確認が実施されます。

当法人は、監査品質の持続的な向上のため、日本会計士協会による品質管理レビュー等における指導等を真摯に受け止め、適切に対応しています。

② 公認会計士・監査審査会による検査

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、日本公認会計士協会から品質管理レビューに関する報告を受け、主に品質管理レビュー制度が適切に運営されているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかについて審査し、必要に応じて監査事務所への立入検査を実施しています。立入検査の結果、監査事務所の品質管理が著しく不十分である場合及び監査業務が法令等に準拠していないことが明らかとなった場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。

金融庁は、審査会からの勧告を受けて、監査事務所に対して戒告、業務改善命令、業務の全部又は一部の停止、解散命令、課徴金納付命令などの行政処分を行います。

(13) 品質管理システムの評価

① 評価基準日

当法人は、理事長を品質管理システムに関する最高責任者とし、品質管理システムの整備及び運用の年次評価基準日を6月30日と定めております。

② 業務の品質の管理の目的

当法人の実施する業務に関し、以下の合理的な保証を提供するために、品質管理システムを整備し運用しております。

(ア) 監査事務所及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。

(イ) 監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

③ 評価の結果及びその理由

2025年6月30日現在の評価の実施において重大又は広範な不備が識別されなかったことから、当法人の品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供していることを確認いたしました。

2. 組織・ガバナンス基盤 (GC5-2⑤)

(1) 組織 (GC2-1、GC2-3)

当法人は社員総会、理事会、常勤社員会のほか、外部の経営管理委員を含めた経営管理委員会を設置しております。

社員総会は定時社員総会のほか必要に応じて臨時社員総会を開催し、規程の改廃、社員の加入、決算承認、予算承認などの意思決定を行っております。

理事会は理事6名から構成され、年5回定期的に開催されるほか、必要に応じて臨時理事会を開催し、規程類の制定、改正、組織の決定などの経営上の重要事項を審議し、決定しております。

常勤社員会は原則として月1回開催し、法人運営上の問題点や現場レベルでの課題の抽出、改善策の協議を行うほか、品質管理上のテーマについて検討を行っております。

経営管理委員会は、当法人の経営及び業務運営全般が適切に実施されているかどうかについて、適切なアドバイスを提供する機関として設置され、年2回の定期開催のほか、必要に応じて臨時開催し、経営に関する助言を行い、理事会に提言しております。

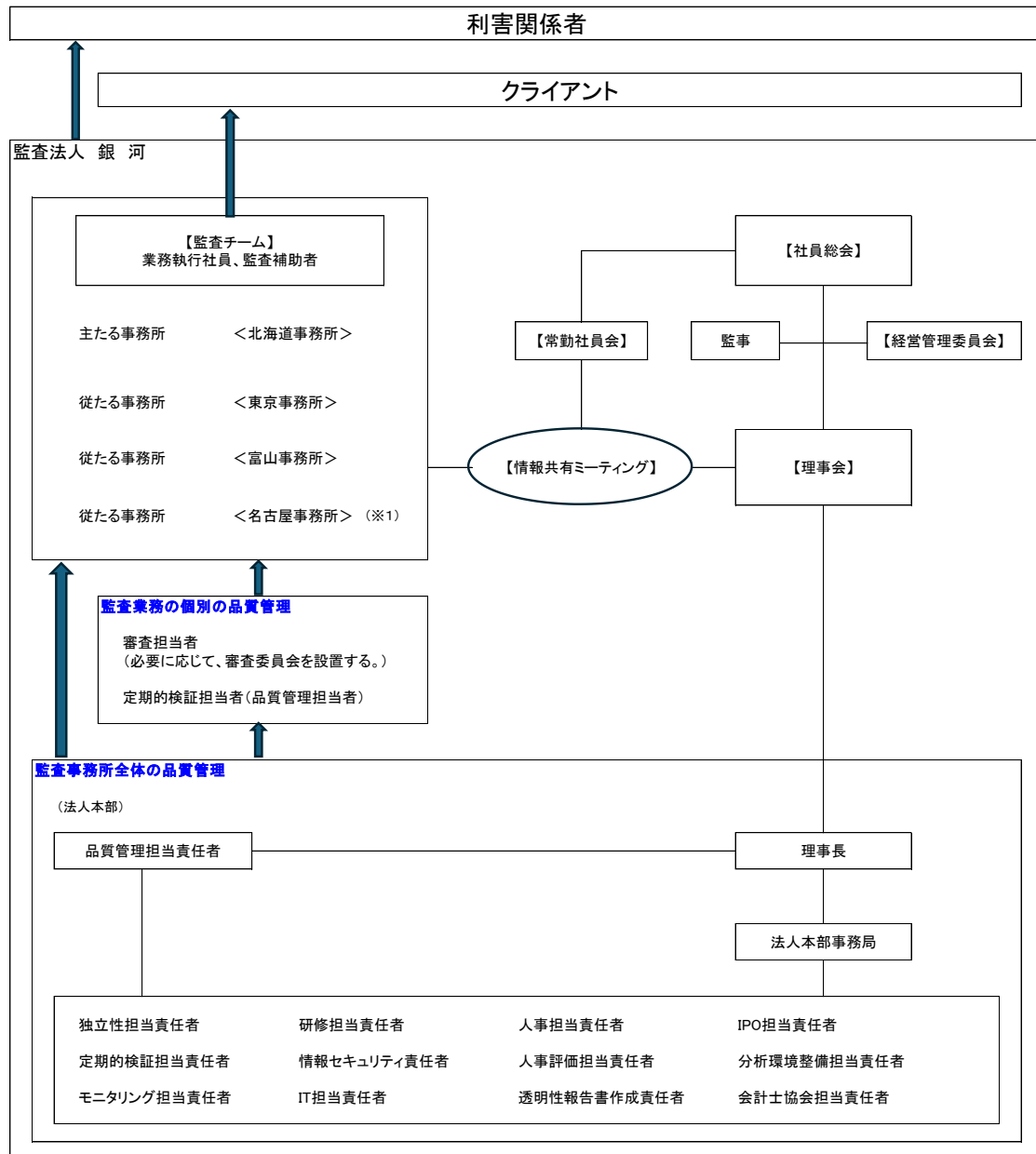
品質管理システムに関する最終的な責任は最高経営責任者である理事長が負います。

一方、品質管理活動については、上記のほか、品質管理担当責任者1名を選任するとともに、副担当を数名選任して、品質管理業務を実施しております。

また、当法人全体の品質管理のため、業務分掌体制を定めており、理事長、品質管理担当責任者のほか、独立性担当責任者、定期的検証担当責任者、モニタリング担当責任者、情報セキュリティ責任者、人事担当責任者、人事評価担当責任者、研修担当責任者等を選任しております。

監査法人 銀 河 組織図

2025年6月30日現在



追加情報:
(※1) 名古屋事務所は、2025年7月1日付で、北海道事務所の支所に組織変更しております。

(2) 法人の経営全般管理

当法人は、理事長が経営全般に直結する法人全体日程表の管理、予算編成の機能を担っており、法人全体日程表は月に一度定期的に見直され、予算編成においては、社員総会に承認権限を持たせています。

当法人は、原則月一度開催される常勤社員会、情報共有ミーティングで、当法人の現状を皆で共通認識するとともに、法人内で共有すべき課題と対応策を議論し、特に、職員から発現を求め、敷居の低い組織体制を構築して、事務所運営を行っています。

(3) 法人内の情報共有

当法人は、原則月一度開催される常勤社員会、情報共有ミーティングで、法人内で共有すべき課題と対応策を議論し、特に、職員からの発言を求め、敷居の低い組織体制を構築して、事務所運営を行っています。(GC1-4, GC4-1)

また、法人内研修のほか、忘年会、新年会などを企画し、構成員がざっくばらんなコミュニケーションを行えるような機会を確保しています。(GC1-4)

更に、必要に応じて、法人内研修等の各種研修や会議のほか、インフォーマルな形で意見交換などを通じて、監査品質改善に向けた議論を行っています。(GC4-1)

(4) 経営管理委員会

(GC3-1、GC3-2、GC3-3①②、GC3-4、GC5-2⑥⑫、GC5-4)

当法人は、当法人の経営及び業務運営全般が適切に実施されているかどうかについて、適切なアドバイスを提供する機関として経営管理委員会を設置しています。また、当法人の経営管理委員の選任及び解任並びに経営管理委員会の運営に関して必要な事項については、その適切かつ円滑な運営を図ることを目的として、経営管理委員会規程を定めています。

経営管理委員会は、当法人の代表社員から選任された委員（以下、「内部の経営管理委員」という）と、当法人から独立した第三者である当法人の社員以外の外部の公認会計士、弁護士、被監査会社の役員経験者等から選任された委員（以下、「外部の経営管理委員」という）から構成され、外部の経営管理委員を経営管理委員長として選出おります。

外部の経営管理委員は、当法人の社員の推薦により、当法人の業務運営について適切な助言ができると見込まれる人物を、社員総会により選任しています。(GC3-3③)

外部の経営管理委員は、年2回の定期開催の経営管理委員会に参加のほか、リアルと

Web を併用した形式で、社員総会及び理事会にオブザーバーとして出席して法人の運営実態を把握するとともに、原則として月 1 回開催される常勤社員会、情報共有ミーティング、法人全体日程会議にも同席して、当法人の日常的な業務運営の状況をモニタリングしています。

経営管理委員会は、必要に応じて、理事会に対し、法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定をはじめ、経営及び業務運営全般が適切に実施されているかどうかについて助言を行っております。(GC3-3④)

経営管理委員長は、内部通報制度窓口としても機能しており、内部通報があった場合は、即座に理事長等に報告するとともに、常勤社員会に対しても報告を行うことを予定しております。(GC3-3⑤)

経営管理委員長は、業務執行社員の人事評価の一環として、クライアントへのアンケート調査を年に一度実施し、その結果報告を理事会宛に行っています。

また、監査品質のマネジメントに関する年次報告書において、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価結果について、年に一度情報発信を行っています。(GC3-3⑥)

【経営管理委員長からの評価結果】

基本的な監査法人の成長発展の基礎は、監査品質の維持向上にあり、そのためには有能多彩な人財の採用と育成、品質管理体制の一層の整備、監査 IT の活用、業務遂行能力に見合った新規契約の獲得、法人構成員間の融和や交流などが必要となります。

監査法人銀河は、設立以来 15 年以上経過しており、社員職員の努力により、これらの課題に充分に対処し、着実に成長してきました。

具体的には、契約先数の増加、所属人員の増加に見合う各種規程や手引書が整備されて、その運用も細かくされており、内部牽制体制も充実しています。

2024年7月より現職を拝命しております。その間、理事会や常勤社員会、社員職員日程会議に基本的に参加しております。

印象として、理事長をはじめ上位に位置する会計士の公平性や独立性を常に意識した発言やその行動の実践を感じています。また会議体での議事録も整備され開示されますから、基本的にその会議体に参加していない社員職員は誰でもその内容を閲覧できるようにされていることを皆さんにこの場を借りてお知らせします。

さらなる成長のためには、絶えず変化する内外環境の変化に対応する更なる強固な基盤造りが必要です。

陣容拡大すると、新たな課題発生も予想されます。当法人が順調に成長し、誤った方向に行かないよう、私の公認会計士の専門的能力だけでなく、大手監査法人常務理事や日本公認会計士協会常務理事の経験を活かし、適切な勧告や助言を提供していきます。

経営管理委員長 公認会計士 上林三子雄

主な経歴：

EY 新日本有限責任監査法人において、常務理事として監査法人全体の経営に関与。

日本公認会計士協会において、倫理委員会、法規委員会、実務補習所などの常務理事として業界の品質管理、後進育成、総務などを担当。

公認会計士監査審査会で公認会計士試験関係の委員、会計大学院評価委員を経験。

上場会社の社外監査役。



3. 人的基盤 (GC 5－2⑨)

(1) 人材育成

①人材の採用

監査品質の向上を優先する経営方針の浸透を重視し、他の監査法人での監査経験のある者など、業務の遂行に必要な適性及び能力を高める資質と意欲のある誠実な人材を採用するよう配慮しています。

人事担当責任者は人材の採用に関して必要な手続を検討し、各事務所長が面接を行い、採用の判断を行うこととしています。(GC 2－2③、GC 4－3④)

②研修

教育訓練規程に定められている各種の研修等を実施することにより、当法人の全構成員のコンプライアンス意識を高め、監査実施者に必要とされる適性、能力及び職業倫理の維持・向上を図っています。(GC 2－2③、GC 4－3④)

事務所執務時において、特段の業務がない場合には、e－ラーニングの受講を含めた自己研修を奨励し、能力開発に取り組んでおります。(GC 4－3④)

当法人では、構成員の適性と能力を高め最新の監査・会計制度等へ適切に対応すべく、職業的専門家としての継続的な研修、能力開発、職業倫理等に関する教育制度を実施し、公認会計士である構成員は日本公認会計士協会会則第 122 条第 4 項で定める必要な単位数を履修しなければならない、かつ、年間 40 単位を履修しなければならないことを定めております。また、その他の構成員は、インサイダー取引規制や独立性、コンプライアンスや情報セキュリティに関する研修等を受講するよう定めています。

なお、上記の他監査の現場力向上のため、OJT として監査の現場における監査チーム内のより経験のあるメンバーと他のメンバーとのコミュニケーションを重視し、他のメンバーの実施した監査業務に関する指導を行っています。

③人事評価

年に一度人事評価を実施しています。(GC 4－2)

人事評価担当責任者は、定められた人事評価規程に基づき、人事評価を実施し、人事評価結果は各事務所長が個別に面談を実施してフィードバックする体制を整えています。(GC 2－2③、GC 4－3③④、)

監査法人はクライアントがなくては成立しませんが、監査する人がいないとまた成立しないという車の両輪の関係にあることから、人が監査法人の基盤であるとの認識に立

ち、構成員のモチベーションの維持を大切にしています。(GC1-3)

当法人の社員は、社員のあるべき姿を示した評価要素を満たすように社員評価規程で定められ、顧客、職員、他の社員から評価される仕組みをとっており、目指すべき監査人になるように社員評価制度が整備運用されています。(GC1-3)

当法人の職員については、人事評価制度における個別面談やインフォーマルな面談において、社員が職員に対して人事評価結果を伝達するとともに、職員から要望事項や気づき事項を聞き取り、今後の業務運営の改善や職員の処遇について協議しています。(GC1-3)

構成員と話し合い、構成員の不満や不安を取り除き、構成員が豊かな心を継続的に保持できるように努めております。(GC1-3)

また、人事評価結果を踏まえて、構成員本人の意向や現状の能力及び将来の能力開発を考慮して、監査チームの編成を行っております。(GC4-3③)

構成員の人事評価は、構成員が能力を高め維持することと職業倫理を遵守することを正當に評価するため、品質管理規程の遵守状況と監査業務の遂行能力等を重視して行われ、報酬と昇進等について理事会において決議されます。

④職場環境

当法人は、原則月一度開催される常勤社員会、情報共有ミーティングで、法人内で共有すべき課題と対応策を議論し、特に、職員からの発言を求め、敷居の低い組織体制を構築して、事務所運営を行っています。(GC1-4)

また、法人内研修のほか、忘年会、新年会などを企画し、構成員がざっくばらんなコミュニケーションを行えるような機会を確保しています。(GC1-4)

当法人では、繁忙期以外での職員の時間外労働が極力発生しないようにすることを事務所運営の基本方針としています。

4. IT 基盤 (CG5-2⑧)

(1) 情報セキュリティ

監査の現場において入手した情報について適切なセキュリティ対策を講じることは、監査品質を維持するための重要な基盤であると考えています。

当法人は、「情報セキュリティ・ポリシー」及び「情報セキュリティ対策基準」を定め、全構成員に対し研修やOJTを通じて情報セキュリティの重要度を周知徹底し、毎年1月に全構成員から「情報セキュリティ誓約書」の提出を求めるとともに、年に1度、全構成員を対象に「情報セキュリティ・ポリシー」及び「情報セキュリティ対策基準」を順守しているかどうかの点検を行っております。

また、監査調書を作成する環境においては、当法人専用のネットワーク環境にサーバーを設置し、データの保全を行っております。更に、ノートパソコン内のデータが流出することを防止するため、秘密分散によるデータの無意味化を行う手法を導入しています。

(2) IT の利用

IT 基盤の実装化については、情報セキュリティ責任者が中心となって監査業務に必要なハード及びソフトウェアの選定を行い、基盤を整えています。(GC2-2④)

また、監査上必要なIT関連の監査調書作成の支援を行うIT担当責任者は、企業のデジタル化によるテクノロジーの進化に対応するために必要なIT資源が当法人に備わっているかどうかという視点から検討し、情報セキュリティ責任者に対して、助言を行う体制を整備しています。(GC2-2④)

具体的には、Google Driveを活用したクライアントとのデータ共有やAdobe Acrobat Proを活用したPDFファイルで入手した開示資料の変更履歴検証などを行っております。

5. 財務基盤

(1) 報酬依存度

報酬依存度については、独立性担当責任者が、月次で点検しています。(GC 5 - 2 ⑩)
当法人全体で、最も依存度が高い顧客に対する報酬依存度は、2025 年 6 月末現在で、12.1%です。(GC 5 - 2 ⑩)

上記顧客は、特定のオフィスレベルでもその報酬依存度は、2025 年 6 月末現在で、20.4%です。(GC 5 - 2 ⑩)

なお、報酬依存度算出において、社員個人が公認会計士、税理士等の職業的専門家として経営する事務所等の売上高や個人の事業収入は含めておりません。(GC 5 - 2 ⑩)

6. 国際対応基盤

(1) グローバルネットワークの加盟等

当法人はグローバルネットワークに加盟しておらず、また、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営を行っておりません。(GC 1 - 6、GC 5 - 3)

(2) 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応

海外子会社等を有する被監査会社の監査においては、業務執行社員を含む監査チームメンバーが現地へ赴き、当該海外子会社の会計監査人とのコミュニケーションを行い、監査状況を確認することで対応しています。(GC 5 - 2 ⑪)

7. その他

(1) 被監査会社とのコミュニケーション

通常、上場会社では四半期ごとに経営幹部、監査役等と報告会を開催し、意見交換を行っております。(GC4-4)

信用金庫においては、自己査定監査結果の報告のほか、期末において常勤監事等と意見交換を行っております。(GC4-4)

その他の被監査会社についても、少なくとも年に一度、期末において常勤監査役等と意見交換を行っております。(GC4-4)

被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行うことができるように、当法人では、被監査会社に対してアンケート調査を実施し、業務執行社員の評価を行うこととしています。(GC2-2②)

アンケート調査は経営管理委員長宛に直接届けられ、問題があれば、必要な対応を行うこととしています。(GC2-2②)

(2) 経済環境等のマクロ的な観点を含む分析

監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析について、法人として分析環境整備担当責任者を設けております。分析環境整備担当責任者は、必要と認められる経済指標が掲載されているホームページにリンクを張るなどして、監査チームが適切に分析可能となるような情報を収集しております。(GC2-2②)

（別紙）「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」への対応状況

「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」は、すべての登録上場会社等監査人に対し、当該コードの受入れが求められています。

当法人は、監査法人のガバナンス・コードに基づく業務実施体制およびその適用状況を評価して、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」の中で公表しています。

※本文中に監査法人のガバナンス・コードとの関連を GC 番号としてカッコ書きしています。

（例）指針 1－1 は、GC 1－1 と記載しています。

原則／指針	参 照
原則 1	【監査法人が果たすべき役割】 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。
指針 1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。 I. 1. 理事長からのメッセージ
指針 1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。 I. 1. 理事長からのメッセージ

原則／指針	参 照	原則／指針
指針 1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	Ⅱ. 3. (1) ③人事評価
指針 1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	Ⅱ. 2. (3) 法人内の情報共有 Ⅱ. 3. (1) ④職場環境
指針 1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	Ⅱ. 1. (1) ③構成員の兼業・副業と独立性の保持 Ⅱ. 1. (4) 非監査業務の提供
指針 1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	Ⅱ. 6. (1) グローバルネットワークの加盟等

原則／指針	参 照
原則 2	【組織体制】 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。
指針 2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。 Ⅱ. 2. (1) 組織
指針 2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与（①） ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備（②） ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備（③） Ⅱ. 1. (7) 監査業務の審査※① Ⅱ. 1. (8) 監査業務のモニタリング※① Ⅱ. 3. (1) ①人材の採用※③ Ⅱ. 3. (1) ②研修※③ Ⅱ. 3. (1) ③人事評価※③ Ⅱ. 4. (2) IT の利用※④ Ⅱ. 7. (1) 被監査会社とのコミュニケーション※② Ⅱ. 7. (2) 経済環境等のマクロ的な観点を含む分析※②

原則／指針	参 照
指針 2-3	・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備（④） 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。 Ⅱ. 2.（１）組織

原則／指針	参 照
原則 3	【組織体制】 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。
指針 3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。 Ⅱ. 2. (4) 経営管理委員会
指針 3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。 Ⅱ. 2. (4) 経営管理委員会
指針 3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 (①) ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 (②) Ⅱ. 2. (4) 経営管理委員会※①②③④⑤⑥

原則／指針	参 照
・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与（③） ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与（④） ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与（⑤） ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与（⑥）	
指針 3-4	II. 2.（4）経営管理委員会

原則／指針	参 照
原則 4	【業務運営】 監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。
指針 4-1	監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。 Ⅱ. 2. (3) 法人内の情報共有
指針 4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。 Ⅱ. 3. (1) ③人事評価 Ⅱ. 1. (6) ①職業的懐疑心の保持
指針 4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ・ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるように、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること (①) ・ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること (②) Ⅱ. 1. (1) ③構成員の兼業・副業と独立性の保持※② Ⅱ. 1. (5) 監査チーム等の選任※① Ⅱ. 3. (1) ①人材の採用※④ Ⅱ. 3. (1) ②研修※④ Ⅱ. 3. (1) ③人事評価※③④

原則／指針		参 照
	・ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること (③) ・ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること (④)	
指針 4-4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	Ⅱ. 7. (1) 被監査会社とのコミュニケーション
指針 4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。	Ⅱ. 1. (9) 内部・外部通報制度

原則／指針	参 照
原則 5	【透明性の確保】 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。
指針 5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。 本報告書において説明しています。
指針 5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 ・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢（①） ・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針（②） ・ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報（③） ・ 監査法人における品質管理システムの状況（④） ・ 経営機関等の構成や役割（⑤） 本報告書において説明しています。下記をご参照ください。 I. 1. 理事長からのメッセージ ※①②③ II. 1. 品質管理基盤※④⑦ II. 1.（4）非監査業務の提供※⑦ II. 2. 組織・ガバナンス体制※⑤ II. 2.（4）経営管理委員会※⑥⑫ II. 3. 人的基盤※⑨ II. 4. IT 基盤※⑧ II. 5. 財務基盤※⑩ II. 6. 国際対応基盤※⑪

原則／指針	参 照
・ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方（⑥） ・ 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応（⑦） ・ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）（⑧） ・ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針（⑨） ・ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況（⑩） ・ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況（⑪） ・ 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価（⑫）	

原則／指針		参 照
指針 5-3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 ・ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	Ⅱ. 6. (1) グローバルネットワークの加盟等
指針 5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	Ⅱ. 1. (11) 監査品質の向上に向けた取組みと実効性の評価 Ⅱ. 2. (4) 経営管理委員会

原則／指針	参 照
指針 5-5 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	Ⅱ. 1. (11) 監査品質の向上に向けた取組みと実効性の評価 本報告書において説明しています。
指針 5-6 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	Ⅱ. 1. (11) 監査品質の向上に向けた取組みと実効性の評価

